

2026 年度明治大学一般選抜における受験上および修学上の配慮について【注意事項】

- (1) 入力フォームへの回答途中において、以下の3点の書類をPDFで添付する必要がありますので、お手元に用意してください（PDFの添付ができない場合は画像での添付も可としますが、文字が鮮明に見える画像に限ります）。

①本学への申請日から3か月以内に発行された医師の診断書（本学所定書式）のPDF

※ 本学所定書式の診断書は、[こちら](#)からダウンロードしてください。

※ 本学所定書式の診断書において指定された項目すべてが記載されていれば、他の書式の診断書でも提出可能です。

※ 大学入試センターへの受験上の配慮申請時に提出した診断書のコピーでも構いません。ただし、本学への申請日から3か月以上経過している場合は、診断書発行時から症状に変更がない場合に限りです。

②大学入試センターから交付された「受験上の配慮事項審査結果通知書」または「受験上の配慮事項決定通知書」のPDF（大学入試センターに配慮申請をしている場合のみ）

③英語4技能資格・検定試験スコア証明書類のPDF（英語4技能資格・検定試験のスコア利用者のみ）

- (2) **申請期限は2025年12月5日（金）17時まで**です。申請期限を過ぎた場合は、受験上の配慮を行うことができません。
- (3) 入力フォームから回答をいただいた後、本学にて配慮内容を決定し、年内に文書での回答を行います。入力いただいた住所に回答文書を郵送しますので、住所等の入力ミスがないようご注意ください。本学からの回答文書をご確認のうえ、2026年1月6日（火）からのWEB出願を行ってください。
- (4) 入学後の修学上の配慮に関係する可能性があるため、大学入学共通テスト利用入学試験のみに出願する場合も申請してください。
- (5) 日常生活において、補聴器、松葉杖、車椅子等を使用している方で試験当日も同様に使用する場合は、試験場設定等の関係から、必ず申請してください。
- (6) 全学部統一入学試験において受験時の配慮を希望する場合は、原則として「東京（本学）」会場での受験となります。
- (7) 配慮申請期限を過ぎてから学部・方式を追加することはできません（配慮申請期限を過ぎて追加したものについて受験上の配慮はできませんが、配慮なしで追加出願することはできます）。
- (8) 以下の場合も申請してください（いずれの場合も、医師の診断書が必要です）。
- 補聴器又は人工内耳の装用
 - 脱毛症による帽子の着用（出願時の写真が着帽の方を含む）
 - 糖尿病による試験時間中のインスリン注射やブドウ糖摂取
 - 試験時間中の薬・水の服用（※目薬は申請不要）
 - 骨折等による松葉杖の使用
 - 光過敏症による帽子・サングラス等の着用

【問い合わせ先】 明治大学入学センター事務室 配慮申請係 TEL：03-3296-4138（平日：9：00～17：00）

以 上